

大和市告示第43号

大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用燃料電池システム（以下「エネファーム」という。）の普及促進を図ることにより、エネルギーの有効活用に寄与し、もって地球温暖化の防止に資するために、エネファームを設置し、又はエネファームが設置された住宅を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本市において自ら居住し、又は居住を予定している住宅（店舗、事業所等との兼用の場合を含み、当該住宅の延べ床面積の過半が居住の用に供されるものに限る。）にエネファームを設置する者であること。
- (2) 本市の市税等に滞納がないこと。
- (3) エネファームを設置する住宅が補助対象者の所有でない又は共有である場合は、所有者又は共有者から書面による設置の承諾を受けていること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱（経済産業省平成21・03・06年財資第9号）第2条に規定する補助事業者が、同要綱に基づく補助を受けて実施する事業の補助対象となるエネファーム（未使用品であり、かつ、リース契約により使用するものでないものに限る。）の購入及び設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、50,000円を上限とする。ただし、設置するエネファームに係る補助対象経費の額が50,000円を下回る場合は、当該補助対象経費の額とする。

(交付の制限)

第5条 補助金の交付は、補助対象者につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金交付の申請)

第6条 申請者は、エネファームの設置工事に着手する前（エネファーム設置済みの住宅を購入する場合は、その引渡し前）で別に定める申請期間内に、大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) エネファームの形状、規格等が確認できるカタログ又は仕様書等の写し
- (2) 工事請負契約書の写し又はエネファーム設備付住宅売買契約書の写し
- (3) エネファームを設置する住宅の位置図
- (4) エネファームの設置場所の現況写真
- (5) 同意書（建物の所有者が申請者以外に存在する場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者が大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第235号）に基づく大和市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の交付申請を同時に行う場合は、申請に必要な添付書類が同一の場合であって市長が認めた場合に限り、前項第2号から第4号までの書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、その適否を決定した上で、結果を大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付等決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の承認等)

第8条 補助事業者は、エネファームの設置に係る計画内容に変更が生じたときは、変更内容が確認できる書類を添付し、速やかに大和市家庭用燃料電池システム設置計画変更承認申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更を承認するときは、大和市家庭用燃料電池システム設置計画変更承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者が計画を中止する場合は、速やかに大和市家庭用燃料電池システム設置計画中止届

を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、エネファームの設置が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又はエネファームの設置が完了した日の属する年度の3月15日（日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この条において「休日等」という。）に当たるときは、その直前の休日等でない日）のいずれか早い日までに、大和市家庭用燃料電池システム設置完了実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) エネファームの設置場所と同一住所の住民票の写し（実績報告書の提出の日前3月以内に発行されたものに限るものとし、市内在住の補助事業者であつて、第6条の規定による申請をしたときから住所の変更等がないものにあつては、これを省略することができる。）
- (2) エネファームの設置状況を示すカラー写真。ただし、設置環境により写真撮影ができない場合は、エネファームの配置図を添付すること。
- (3) エネファームの設置工事又はエネファーム設置済みの住宅の購入に係る領収書の写し
- (4) 設置したエネファームの保証書の写し又はこれに代わるもの
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定して、大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付額確定通知書により補助事業者にその旨を通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産を設置した日の属する年度の3月31日の翌日から起算して5年を経過する日までは、取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、及び担保に供すること（以下「処分」という。）をしてはならない。ただし、あらかじめ次項及び

第4項の規定により市長が承認した場合はこの限りでない。

3 補助事業者は、取得財産の処分について、市長の承認を受けようとするときは、取得財産処分等承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、その処分を承認するときは、取得財産処分等承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

5 市長は、前各項のほか、必要があると認めるときは、取得財産の管理及び運用の状況を調査することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金返還命令書(次項において「命令書」という。)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

(調査)

第15条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期すため、必要と認めるときは、エネファームの設置工事の状況、設置後の稼働状況等について、調査することができる。

(協力)

第16条 市長は、補助事業者に対して、市が取り組む環境施策に係るアンケート、エネファームに係る使用状況等について、調査協力を求めることができる。

(様式)

第17条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付申請書	第6条
第2号様式	大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付等決定通知書	第7条
第3号様式	大和市家庭用燃料電池システム設置計画変更承認申請書	第8条
第4号様式	大和市家庭用燃料電池システム設置計画変更承認通知書	第8条
第5号様式	大和市家庭用燃料電池システム設置計画中止届	第8条
第6号様式	大和市家庭用燃料電池システム設置完了実績報告書	第9条
第7号様式	大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付額確定通知書	第10条
第8号様式	大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付請求書	第11条
第9号様式	取得財産処分等承認申請書	第12条
第10号様式	取得財産処分等承認通知書	第12条
第11号様式	大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付決定取消通知書	第13条
第12号様式	大和市家庭用燃料電池システム設置費補助金返還命令書	第14条